

平成 21 年 7 月 3 日

次世代育成支援検討委員会（第 2 回）
「次世代育成支援東京都前期計画の進捗状況について」

1. 前期行動計画の概要

（1） 3つの理念

- ① すべての子どもたちが個性や創造力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整える。
- ② 安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- ③ 社会全体で、子どもと子育て家庭を支援する。

（2） 5つの目標

- ① 地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり
- ② 仕事と家庭生活との両立の実現
- ③ 次代を担う子どもたちがたくましく成長し自立する基盤づくり
- ④ 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立を促進する基盤づくり
- ⑤ 子どもの安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり

（3） 施策推進の5つの視点

- ① 「すべての子育て家庭」への支援への視点
- ② 家庭を「一体的」に捉える視点
- ③ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点
- ④ 利用者本位のサービスの視点
- ⑤ 新しい行政の役割の視点

2. 目標を掲げている事業の進ちょく状況

前期計画に掲載している事業（160 事業）のうち、目標を掲げている事業（32 事業、37 指標）についての平成 20 年度末における進ちょく状況は以下のとおり。

なお、目標については、前期計画最終年度の平成 21 年度末のものが基本であるが、事業によっては別途目標年度を定めているものがある。

（1） 目標を掲げている事業の進ちょく状況まとめ（平成 20 年度実績値/平成 21 年度目標値）

進ちょく率	指標数	全体に占める割合
80%以上	18 指標	48%
50%以上 80%未満	4 指標	11%
50%未満	4 指標	11%
その他（目標が数値で表せないもの等）	11 指標	30%
計	37 指標	100%

本資料の用語について

- 前期計画・・・次世代育成支援対策推進法に基づき、東京都が平成 17 年度を初年度とし、平成 21 年度までの 5 ヶ年を期間として策定した、「次世代育成支援東京都前期行動計画」を指す。東京都が実施しようとする次世代育成支援対策及び、次世代育成支援対策を実施する区市町村を支援するための内容を盛り込んだ「地域行動計画」。
- 進ちょく率・・・前期計画において、計画期間終了となる平成 21 年度までに達成すべき目標を掲げた事業の、平成 21 年度達成目標に対する平成 20 年度実績の割合。
（達成目標を掲げた事業は 32 事業）
- 前期懇談会・・・前期計画の策定時（平成 16 年度）に、学識経験者、都民、保育関係者等からの代表者により、計画に関する意見をいただく場として設けていた「次世代育成支援懇談会」の略称。
- グラフの根拠・本資料に使用しているグラフについては、東京都や厚生労働省の統計数値を今回の資料のためにグラフ化したものと、既存のグラフ等を活用したものがある。前者については「〇〇より作成」という但し書きにより出典を示し、後者は資料名を記載している。

(2) 進ちよく状況一覧 (32 事業、37 指標)

計画 番号	事業名	平成 20 年度 実績	平成 21 年度 目標	目標値に対する進ちよく率 0% 50% 100%
1	子ども家庭支援センター事業	58 区市町村	〈18 年度〉 62 区市町村	94%
2	先駆型子ども家庭支援センター事業	47 区市 1 町	〈19 年度〉 49 区市	96%
4	子育てひろば事業	686 か所	631 か所	109%
13	ショートステイ	40 区市町	62 区市町村	65%
	一時・特定保育	51 区市町	62 区市町村	82%
	トワイライトステイ等	15 区市	49 区市	31%
	訪問型一時保育	3 区	49 区市 (平成 20 年度を もって事業廃止)	6%
14	育児支援ヘルパー事業	47 区市町	49 区市	96%
15	ファミリー・サポート・センター事業	47 か所	50 か所 (設立区市町村数)	94%
21	小児救急医療体制の充実 (初期救急)	18 区 13 市	〈24 年度〉 全区市町村	50%
	小児救急医療体制の充実 (二次救急)	70 床 (46 施設)	70 床 (60 施設) 程度	100%
23	周産期医療体制の整備	207 床	〈18 年度〉 NICU (新生児集中治 療室) 病床数 200 床	104%
52	通常保育事業	184,942 人	保育サービス利用児童数 184,700 人	100%
53	夜間保育事業	3 ケ所	4 か所	75%
54	延長保育事業	都内全認可保育所実施 率 79.2% (1,338 所) (うち 2 時間以上延長は 17.7%) (237 所) 全認可保育所数 1,689 所 (平成 20 年 4 月 1 日現 在)	都内全認可保育所実施率 10 割 (うち 2 時間以上延長は 2 割)	70%
55	休日保育事業	23 区市	49 区市	47%
56	病児・病後児保育事業	44 区市	49 区市	90%
57	学童クラブ運営費補助事業	1,498 か所	1,417 か所	106%
75	地域スポーツクラブの設立・育成支援 事業	29 区市町村	〈25 年度〉 (団体開催時) 62 区市町村	47%
90	養育家庭の拡充	374 人	〈19 年度〉 家庭的養護 (養育家庭 及びグループホーム) を社会的 養護の 3 割にする。 養育家庭委託児童数 420 人	89%
92	養護児童グループホームの設置推進	101 ホーム 610 人	〈19 年度〉 家庭的養護 (養育家庭 及びグループホーム) を社会的 養護の 3 割にする。 100 ホーム 600 人	101%
98	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	46 区市 13 町村	都内全域での実施	95%
99	母子家庭高等技能訓練促進費事業	40 区市 13 町村	都内全域での実施	85%
100	母子家庭常用雇用転換奨励金事業	国の制度廃止に伴い 事業廃止	都内全域での実施	0%
153	駅施設のバリアフリー化 (エレベーターの設置)	91 駅/106 駅	93 駅/106 駅 *22 年度までに原則としてエレベ ーターにより 1 ルートを確保	98%
	駅施設のバリアフリー化 (エスカレーター設置)	103 駅-763 基	103 駅-766 基	99.6%
154	駅施設のバリアフリー化 (だれでもトイレの設置)	105 駅/106 駅	全駅に整備	99%

※1 計画番号は前期計画掲載事業 (160 事業) における通し番号

(3) その他

計画 番号	事業名	平成 20 年度 実績	平成 21 年度 目標
3	子ども家庭総合センター(仮称)の整備	実施設計実施	24 年度開設
12	要支援家庭の早期発見に向けた取組	○母子保健従事者向け「要支援家庭の把握と支援のための母子保健事業のガイドライン」 医療機関・従事者向け「医療機関のための子育て支援ハンドブック」(平成 18 年 3 月作成)の活用と普及啓発 ・母子保健研修の実施(4 回) ○医療保健政策区市町村補助事業(包括補助) 19 箇所 ○「母子保健事業における要支援家庭の早期発見・支援のポイント」の作成と配布	全区市町村において子育て支援のネットワークにつなげる体制の整備
24	小児総合医療センター(仮称)の整備	・病院本体建設工事 ・平成 20 年 7 月 宿舎棟建設工事着工 ・病院本体、宿舎棟とも躯体工事完了、内装工事中	21 年度開設 入院 561 床 外来 1 日 750 人程度
115	知的障害の軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置	・永福学園 肢体不自由教育部門棟増築工事(21 年度肢体不自由教育部門開課程) ・青梅東学園養護学校(仮称)改修工事(21 年度開校) ・南多摩地区学園養護学校(仮称)開設準備室設置(22 年度開校) ・南多摩地区学園養護学校(仮称)増築・改修工事	(22 年度) 3 校
116	病弱特別支援学校高等部の設置	久留米養護学校に高等部設置(18 年 4 月 1 日事業終了)	高等部 1 校
117	中高一貫型聴覚特別支援学校の設置	新校舎一部改築・改修工事(H19～H20)平成 21 年 3 月末に新校舎へ移転	1 校
122	東部療育センターの整備	長期入所:90 床 短期入所:24 床 医療入院:6 床 外来診療:100 人/1 日 通所事業:35 人/1 日	〈(17 年度一次開設) 入所・入院:60 床 外来診療:90 人/1 日 (18 年度全面開設) 入所・入院:120 床 外来診療:100 人/1 日 通所事業:30 人/1 日
141	歩車分離式信号機の導入	145 か所 (年度中 34 か所整備)	○平成 21 年度は 60 か所整備予定
142	歩行者感应式信号機等の整備	124 か所 (年度中 13 か所整備)	○平成 21 年度は 12 か所整備予定
152	鉄道駅エレベーター等整備事業	195 駅 (各年度における補助実績の合計)	(22 年度) エレベーター等が必要な 都内全駅に整備

※計画番号は前期計画掲載事業(160 事業)における通し番号

3. 主な項目における進捗と評価

(1) 子育てに関する相談・支援体制の充実

【目 標】

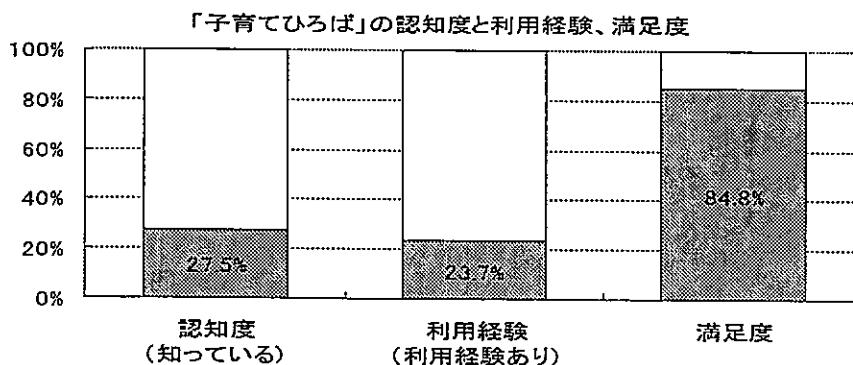
- ◆ 子ども家庭支援センター：当初、平成 18 年度末までに全 62 区市町村への設置を目標としていたが、平成 20 年度実績は 58 区市町村。また、全 62 区市町村のうち、49 区市については、平成 19 年度末までに、児童虐待の予防・見守り機能を加えた「先駆型子ども家庭支援センター」に転換するという目標に対して、平成 20 年度実績は 47 区市 1 町。
【ほぼ達成】
- ◆ 子育てひろば：人口 2 万人（小学校区相当）に 1 か所の設置を想定した、631 箇所の整備目標に対し、686 箇所設置済み。
【達成】

「子ども家庭支援センター」について、前期計画策定時には、平成 18 年度末までに、全 62 区市町村への「子ども家庭支援センター」を設置することを目標とし、このうち 49 区市については、平成 19 年度末までに、児童虐待の予防・見守り機能を加えた「先駆型子ども家庭支援センター」への転換を目標としていた。実績では、「子ども家庭支援センター」の平成 20 年度実績は 58 区市町村と、ほぼ達成している。

また、「子育てひろば」事業については、前期計画策定当初には、「人口 2 万人に対し 1 ヶ所」という発想のもと、631 ヶ所の整備目標を設定し、既に達成している。

子ども家庭支援センターは、18 歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合相談窓口の機能を持つが、近年の児童虐待の増加から、児童相談所と連携して虐待対策の支援を行う機関としての認知度・利用度も高まっている。

平成 20 年度中に実施した意識調査において、子育てひろばの認知度は 27.5%であり、うち「利用経験あり」の回答が 23.7%である一方、実際に利用した都民の満足度は、「満足・どちらかと言えば満足」との回答が計 84.8%と高く、事業内容は都民の利用ニーズに当たっていると見える。今後は所管自治体である区市町村に対し、一層の設置促進と、地域の子育て支援拠点としての機能促進（体制の強化と職員の資質向上）を働きかけていく。



※「利用経験」は、認知している人における割合

資料：東京都生活文化スポーツ局「次世代育成支援に関する世論調査」(平成 21 年 5 月)

【前期懇談会における指摘事項】

- 新生児の訪問事業について、保健師等の体制が不十分。
- 育児困難のケースを、どうやって子ども家庭支援センターに結びつけばよいか、手段がわからない。
- 産後の母親は、就労の有無に関わらず、子育ての大変さに心身ともに消耗している。
- 3ヶ月健診等の場を相談・支援の場に活用できないか。
- 東京都は専業主婦が多く、専業主婦の方が子育ての負担感が大きい。
(※ 平成15年子ども未来財団調査 から)
- 保健センターと児童館が連携して相談窓口を一本化して対応してほしい。
- 保育所などで決められた時間に子どもを迎えに行くと、親同士で話をする機会、場所が非常に少ない。

(2) 都市型保育サービスの充実

① 通常保育

【目 標】

- ◆ 通常保育事業：平成21年度の保育サービス提供の目標児童数 184,700 人に対し平成20年度実績は 184,942 人 【達成】

保育サービスに関する施設数・定員及び通常保育サービスの利用児童数は着実に増加している一方、保育所の入所を希望しつつかなわない「待機児童」の数は、平成20年度に878人の大幅な増加に転じている。待機児童数を年齢別に見ると、0～2歳児の比率が約9割と高く、中でも、歳児が減少しているのに比べ、0歳児は332人の増加、1歳児は778人で増加している。

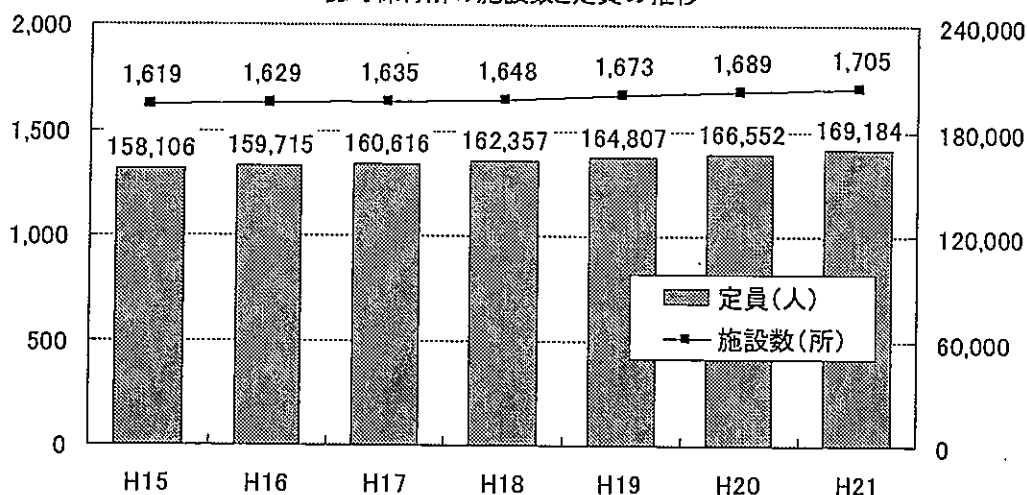
平成20年度に、待機児童数が増加に転じた背景の一つには、平成14年から一貫して、末子が3歳未満の子どもを持つ女性の有業率が上昇していること、また、出産・育児のため離職した母親、就業経験のなかった母親等が、経済状況の悪化等を受け、求職活動を開始したためとも考えられる。

また、1歳児の待機児童の比率が高い背景には、育児・介護休業法第9条により、「育児休業は原則として子が出生した日から1歳に達するまでの間で、労働者が申し出た期間取得できる」と規定されているほか、法定の期間以上の育児休業を可能としている企業が73%を占め、都内女性正規雇用者の育児休暇の取得率も平成19年度 女性89.7%(※全国数値)、平成20年度 女性90.9%(東京都)と高いにもかかわらず、保育所側の受け入れ定員に空きが少なく、1年間の育児期間終了後に子どもを預けたいと希望しても預けられずにそのまま待機児童となっている可能性が考えられる。

さらに、都内の3歳未満の子どもの日中の世話を誰が行っているかについてみると、いずれの年齢においても「自分あるいは配偶者」の割合が最も高いが、年齢が上がるにつれ

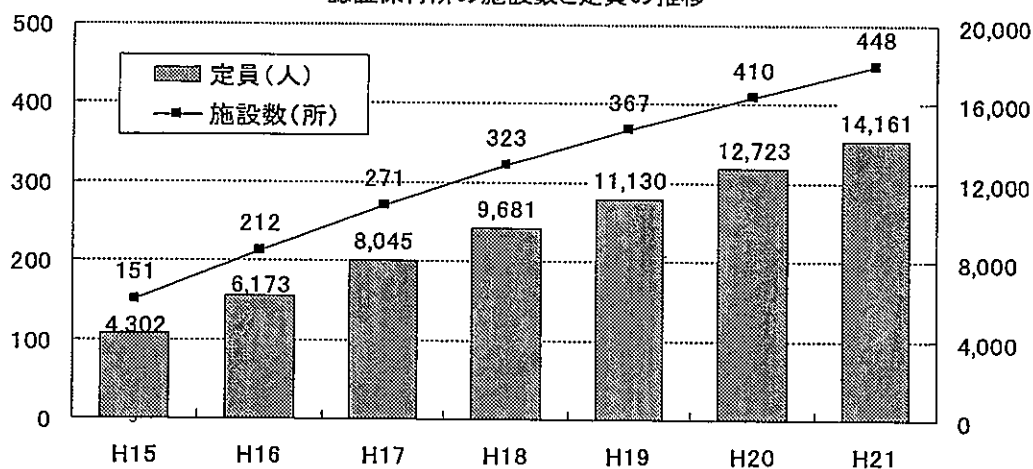
て、保育所等に預けている割合が高くなっている。

認可保育所の施設数と定員の推移



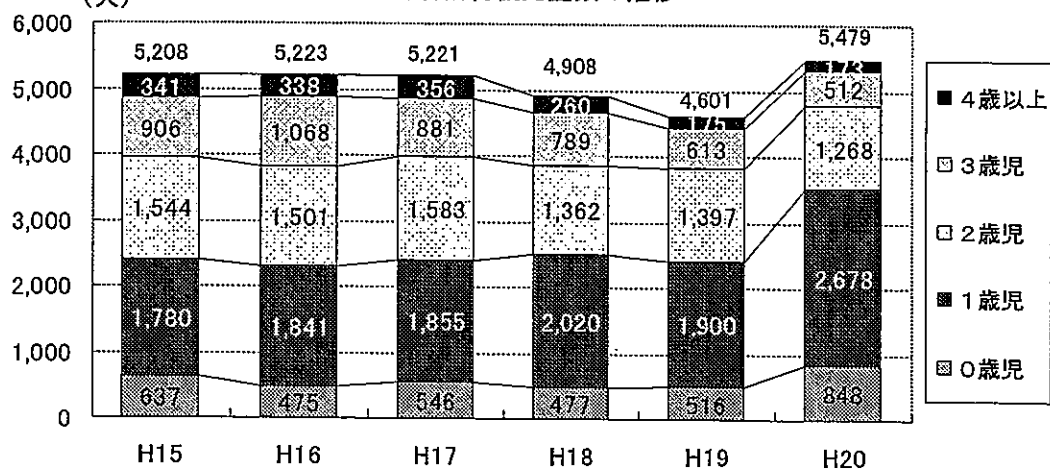
資料：東京都福祉保健局調べ（平成 20 年度）

認証保育所の施設数と定員の推移

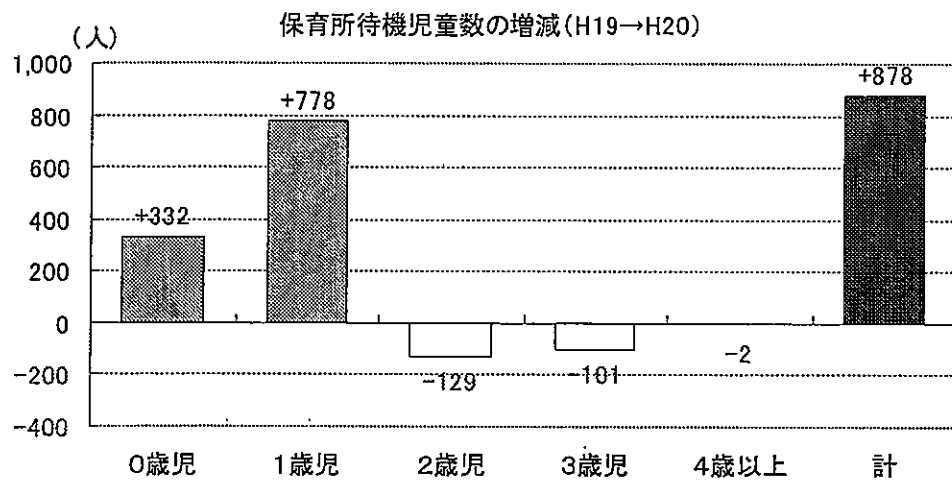


資料：東京都福祉保健局調べ（平成 20 年度）

保育所待機児童数の推移

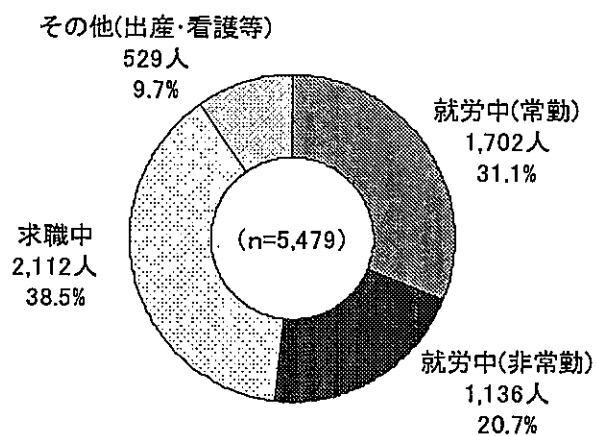


資料：東京都福祉保健局調べ（平成 20 年度）

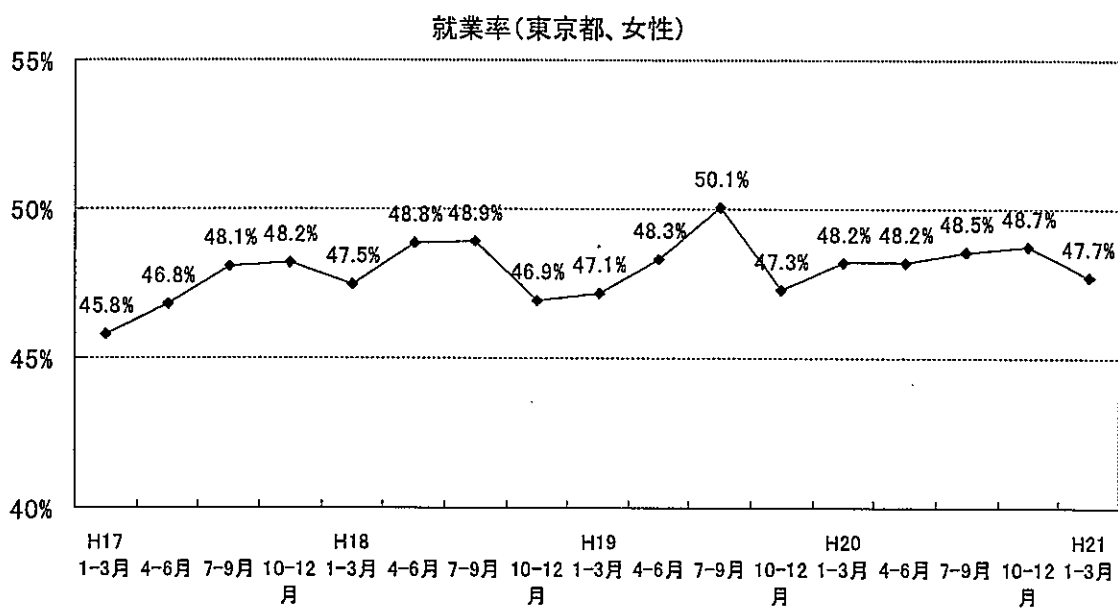


資料：東京都福祉保健局調べ (H20 年度)

待機児童の保護者の状況(H20)

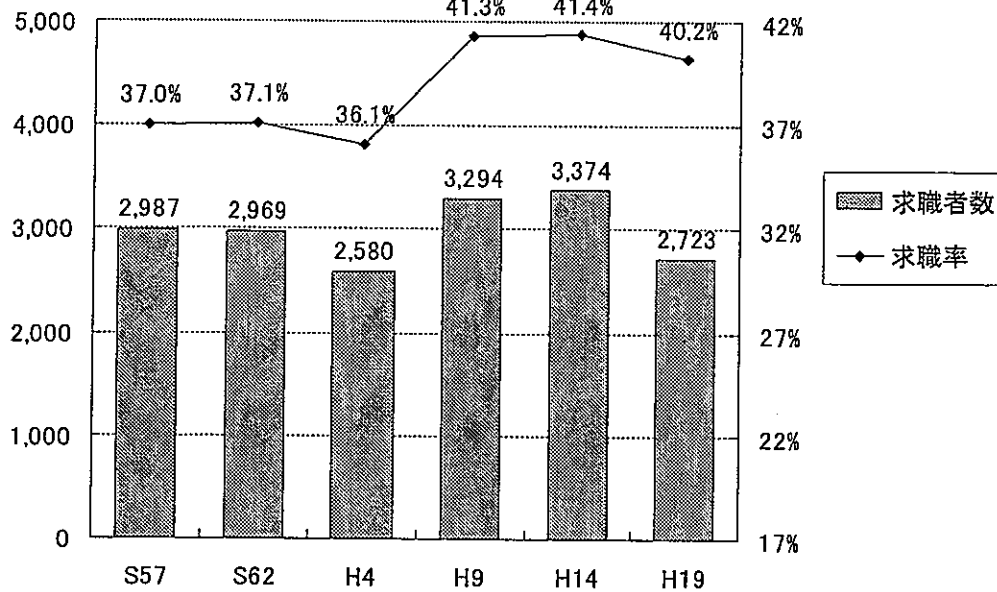


資料：東京都福祉保健局調べ (H20 年度)



資料：総務省統計局「労働力調査」より作成

東京都の女性における求職者数・求職率の推移



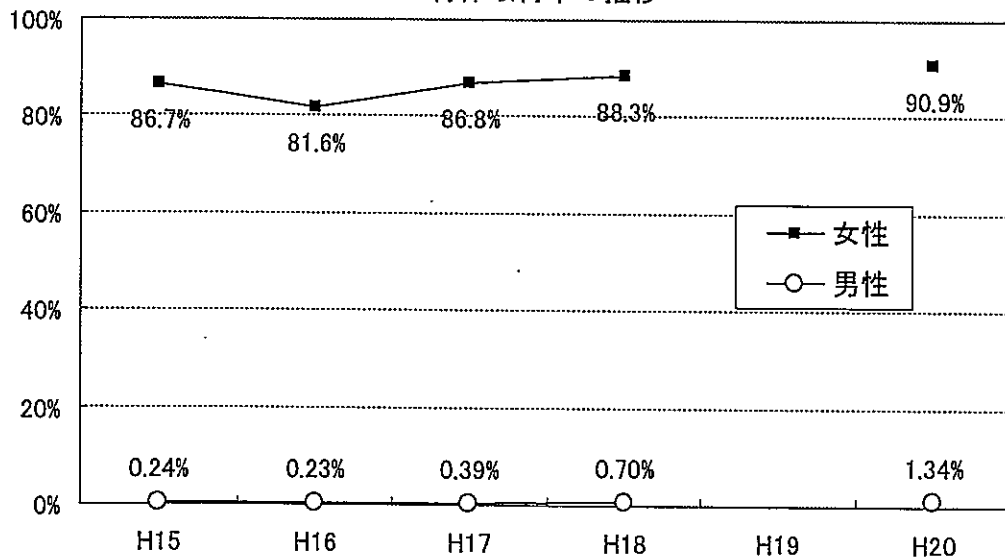
資料：総務省統計局「就業構造基本調査」より作成

【参考】マザーズハローワーク東京による女性に対する就職支援

平成19年度	新規求職者数	9,517件
	紹介件数	21,124件
	就職件数	2,075件
平成20年度	新規求職者数	9,975件
	紹介件数	26,454件
	就職件数	2,242件

東京労働局資料

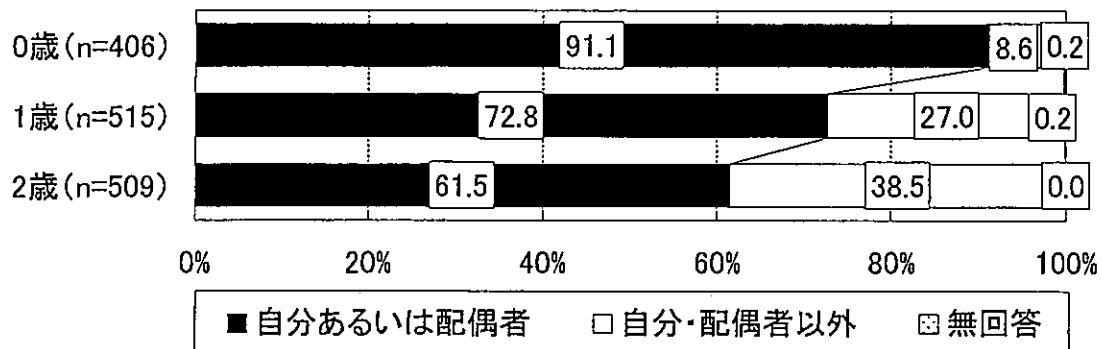
育児取得率の推移



※H19はデータなし

資料：東京都産業労働局「平成20年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」
(平成21年3月)

3歳未満の子供の日中の世話



資料：東京都福祉保健局「平成 19 年度東京都福祉保健基礎調査」(H20 年 12 月)

【前期懇談会における指摘事項】

- 認証保育所の保育サービスの質について、園庭がないことに対する不安がある一方、保護者の意見を取り込んだり、共同保育的な認証保育を実践するなど、独自の工夫をする園もある。保育の質をどのように担保するかの方法を議論すべき。
- 一時保育については、預かる側の質の問題と、乳幼児期は母親が育児に専念すべき、という意見などに対する預ける側の「預けることに対するためらい」へのフォローが必要。
- 人員の確保、保育士の確保ができないために、低年齢児の受け入れや延長保育が進まない現状がある。認可保育所への支援が必要。
- 今ある保育室の制度が認証保育所に転換するのなら、継続して運営できるような補助の仕組みが必要。
- 幼稚園の延長保育のあり方について検討すべき。

② 夜間、延長、休日保育、病児・病後児保育

【目 標】

- ◆ 夜間保育 : 平成 21 年度目標 4 ケ所に対し、平成 20 年度実績は 3 カ所
【ほぼ達成】
- ◆ 延長保育 : 平成 21 年度目標 都内全認可保育所実施率 10 割（うち 2 時間以上延長は 2 割）に対し、平成 21 年度実績は 79.2%、（2 時間以上延長は 17.7%）
【順 調】
- ◆ 休日保育 : 平成 21 年度目標 49 区市に対し、平成 20 年度実績は 23 区市で実施
【要促進】
- ◆ 病後・病後児保育 : 平成 21 年度目標 49 区市に対し、平成 20 年度実績は 44 区市で実施
【ほぼ達成】

夜間保育・延長保育については、ほぼ前期行動計画の目標どおりに整備が進んでいるが、都民の就労時間の長時間化や、変則時間勤務の普及等によるライフスタイルの変化から、ニーズが拡大している。

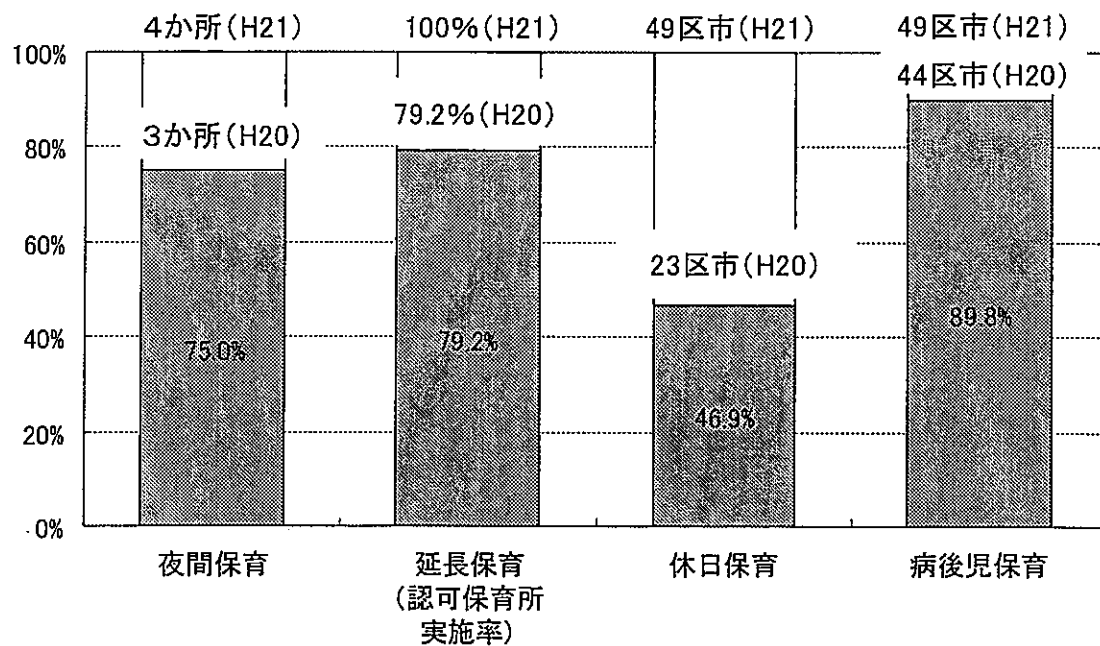
休日保育については、通常保育に比べニーズが低いことや、保育所の職員体制への負担等の課題があり、達成率は低い。

病児・病後児保育については、平成 21 年度目標の 49 区市での設置に対し、平成 20 年度実績は 44 区市で設置と、目標をほぼ達成している。

病児・病後児保育の個々の施設の運営状況を見ると、延べ利用児童数が 1,000 人を超える施設から 10 人に満たない施設まで幅広く分布しており、利用児童数の少ない施設の底上げと利用児童数の多い施設の拡充が課題となっている。そのため、東京都は区市町村に対し、利用者ニーズが高く、幅広い症状の児童に対応できる病児対応型施設を核として、症状に応じて病後児対応型施設などの地域資源を有効活用していくための病児保育ネットワークの構築を働きかけている。

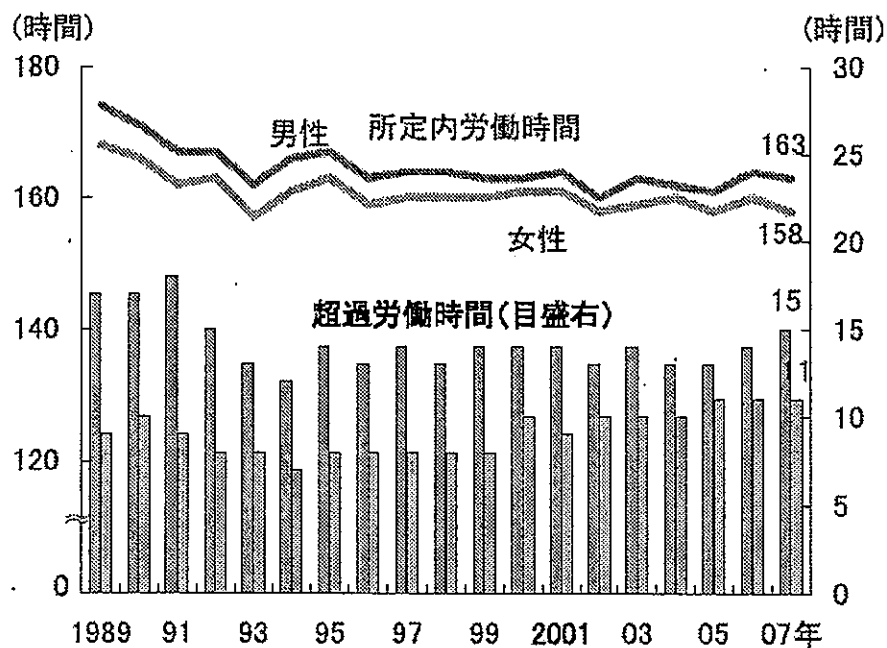
また、在宅の母親の希望するサービスについては、「緊急時に預かってくれるサービス」を望む割合が最も高く（平成 14 年 46.1%、平成 19 年 49.9% P14 参照）、一時預かりに対する一定のニーズがある。

次世代育成前期行動計画における平成21年度目標の達成率

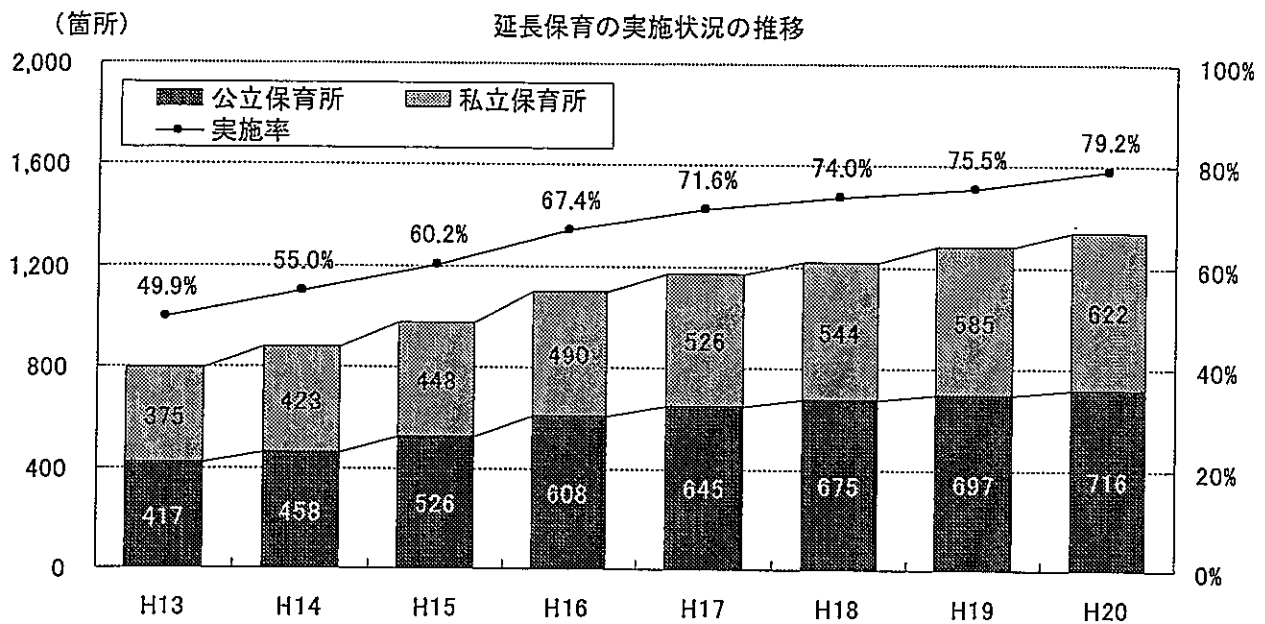


資料：東京都福祉保健局調べ（平成20年度）

男女別労働時間の推移（東京）



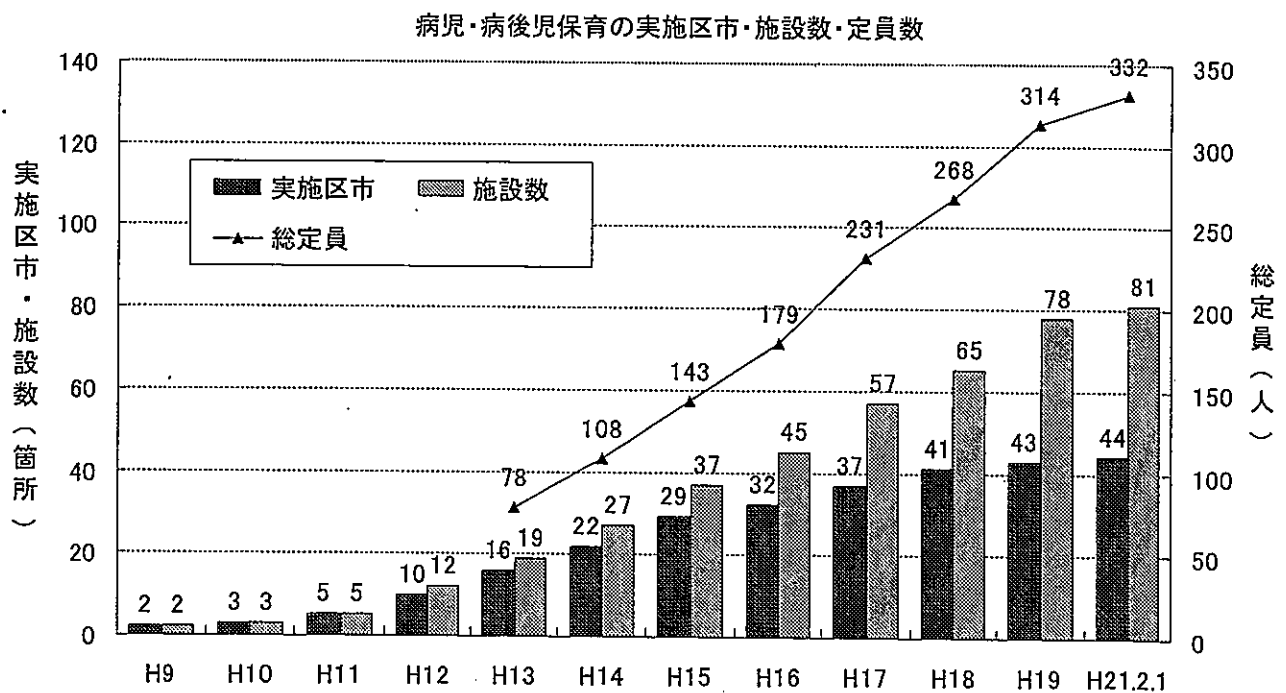
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成



※ 各年度 4 月 1 日現在

※ 平成 17 年度以降は、「次世代育成支援対策交付金制度」に基づく延長保育の実施施設数

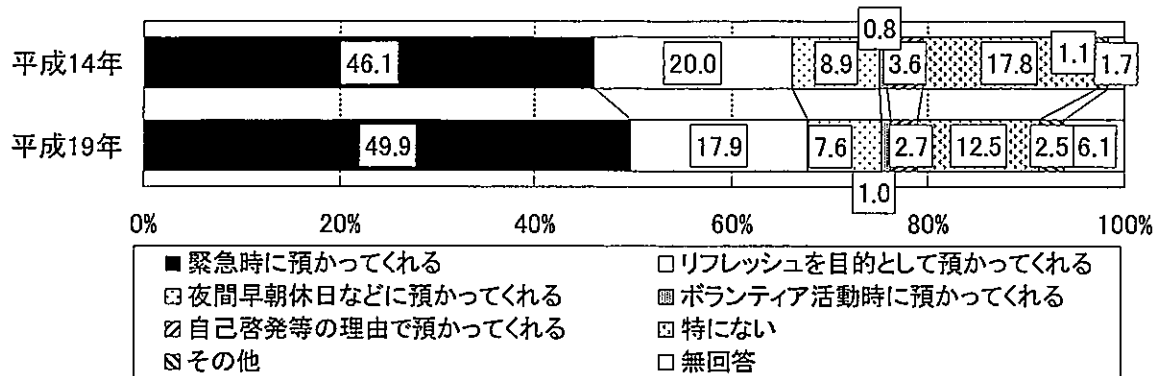
資料：東京都福祉保健局調べ (平成 20 年度)



※ 総定員は、H13年度以降把握。

資料：東京都福祉保健局調べ (平成 20 年度)

在宅の母親の希望するサービス



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成 15 年 11 月・平成 20 年 12 月）

【前期懇談会における指摘事項】

- 理由に関わらず子どもを一時的に預けられる、ワンストップベビーシッティングがあってもよい。
- 一時保育だけでなく、近所で少し子どもをみてもらえるようなコミュニティ作りを行う必要もある。
- 一時保育については、預かる側の質の問題と、預ける側の「預けることへのためらい」に対する双方のフォローが必要。
- 延長保育の推進でなく、家庭で養育できる環境にするのが本当の両立支援ではないか。
- 商店街の一角に保育室を設ける取組については、基本的に商店街として共有するスペースがなく、個人所有のスペースしかないため、その家賃負担がネックになることが多く、また地域で子どもを見るという考え方の定着が前提。

③ 学童クラブ

【目 標】

◆ 学童クラブ運営費補助事業：平成 21 年度目標 1,417 ヶ所に対し、平成 20 年度実績は 1,498 か所。

【 達 成 】

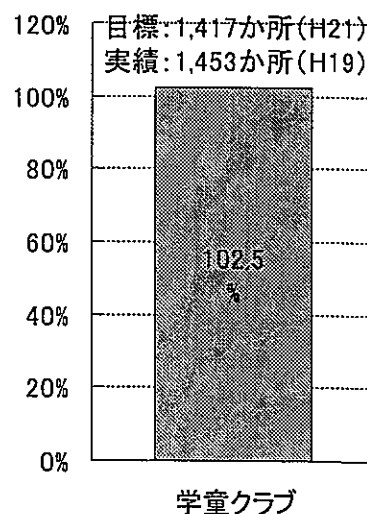
学童クラブについては、平成 21 年度の施設整備目標を平成 19 年度に既に達成している。定員も大幅に増加し、平成 16 年度から 19 年度の 3 年間で、15,000 人の増員となり、登録児童数の増加を上回る定員増となっている。しかしその一方で、自治体ごとの学童クラブ事業における対象年齢や登録児童定員数、開設時間、設置数の相違等から、都内全域での定員数分は整備されているにも関わらず、地域や児童の年齢によっては、ニーズがあっても学童クラブを利用できない待機児童が発生している。

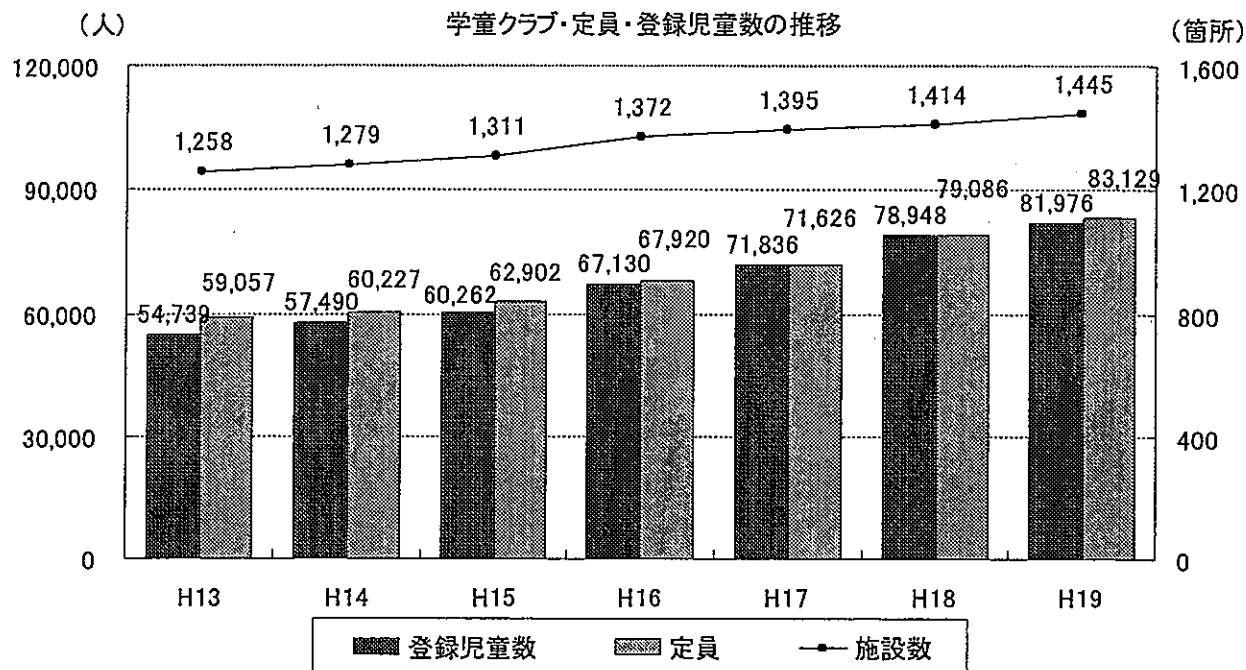
平成 20 年度実績における対象児童年齢を、小学校 1 年生から 6 年生までとしている自治体は 4、原則小学校 1 年生～3 年生が対象だが障害児等事情のある場合は 6 年生までとしている自治体が 11、小学校 1 年生～3 年生のみ対象という自治体が 21、というように、自治体ごとに取組が異なり、4 年生以上までを対象とする学童保育ニーズの高まりに対し、既に待機児童の発生している自治体もあるのが現状である。（いわゆる“小 4 の壁”）

また、終了時間についても同様に、18 時 00 分、18 時 30 分、19 時 00 分、20 時 00 分、22 時 00 分と各自治体により取組が異なっているが、18 時 00 分から 18 時 30 分という自治体が約 7 割を占める。19 時以降までの延長保育等を使って仕事と育児を両立させてきた保護者にとっては、保育サービスを受けられる時間が減り、仕事と家庭の両立が難しくなるなどの問題（いわゆる“小 1 の壁”）も生じている。

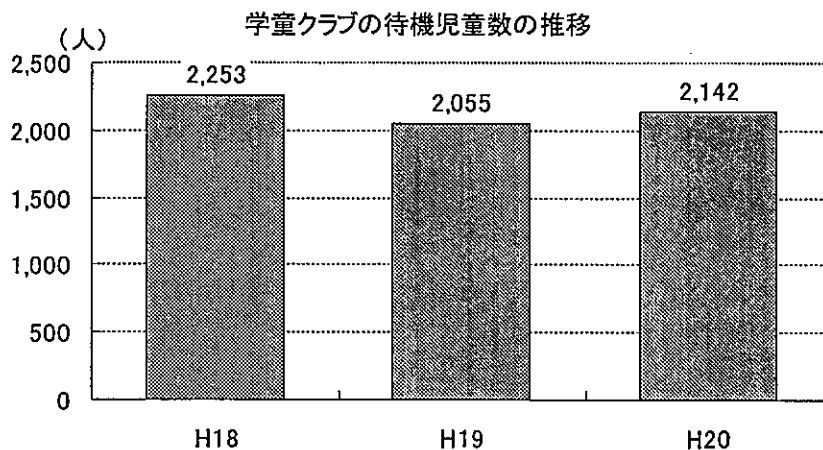
学童クラブと同じく就学児童を対象とする「放課後子ども教室」については設置が進んでおり、年齢に拘らずすべての小学生が対象となる利点があるものの、やはり各自治体によって取組が異なり、地域によっては、週 2～3 日の開設である点、長期休暇の対応、所在確認等、保護者のニーズに応えきれない教室もある。放課後の子どもの居場所については、こうした需要と供給のミスマッチの解消が課題である。

保育計画における
平成 21 年度目標の達成率



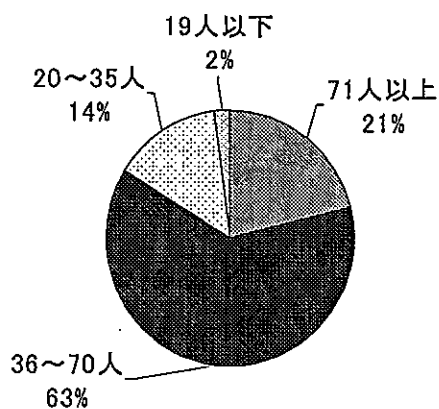


資料：東京都福祉保健局調べ（平成 20 年度）



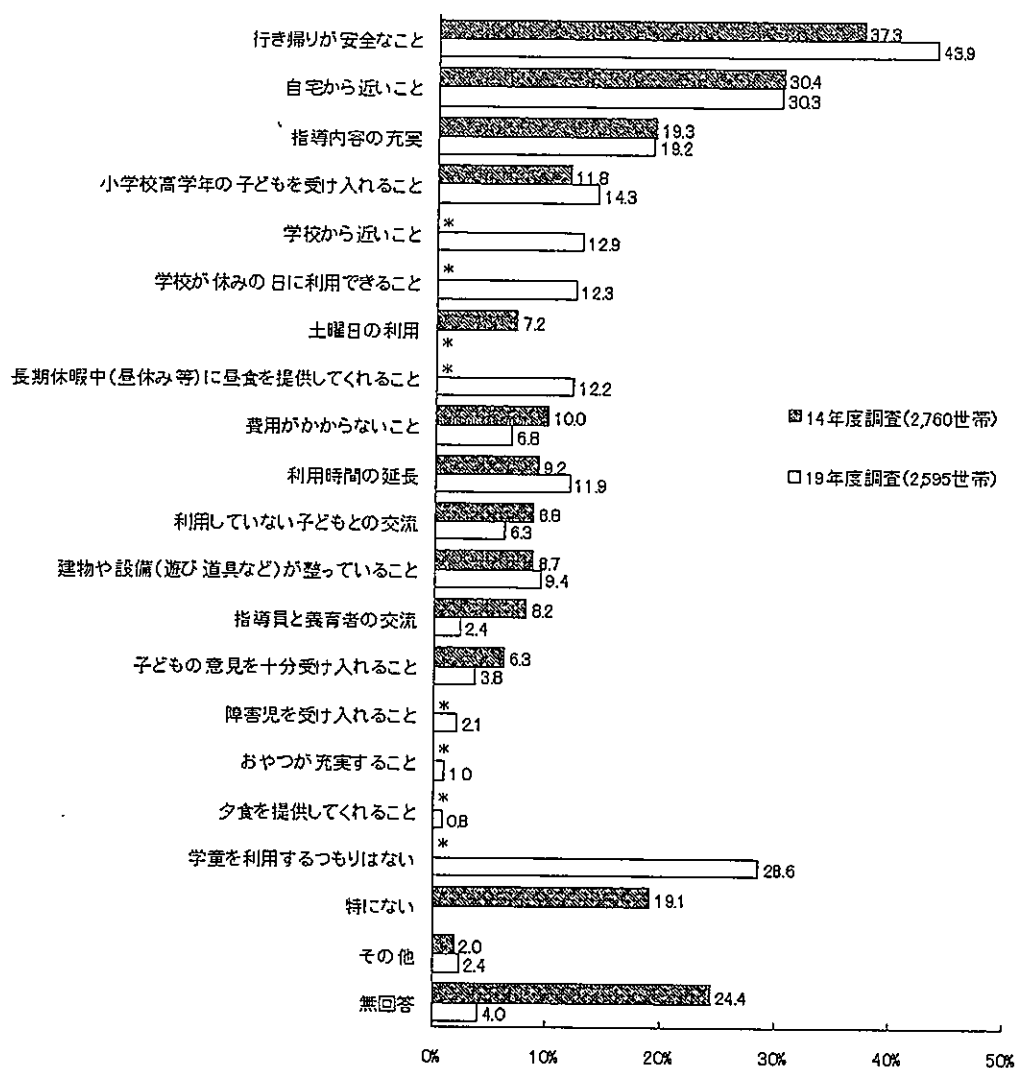
資料：東京都福祉保健局調べ（平成 20 年度）

学童クラブ登録児童数別実施状況(H19.5.1現在)



資料：東京都福祉保健局調べ（平成 20 年度）

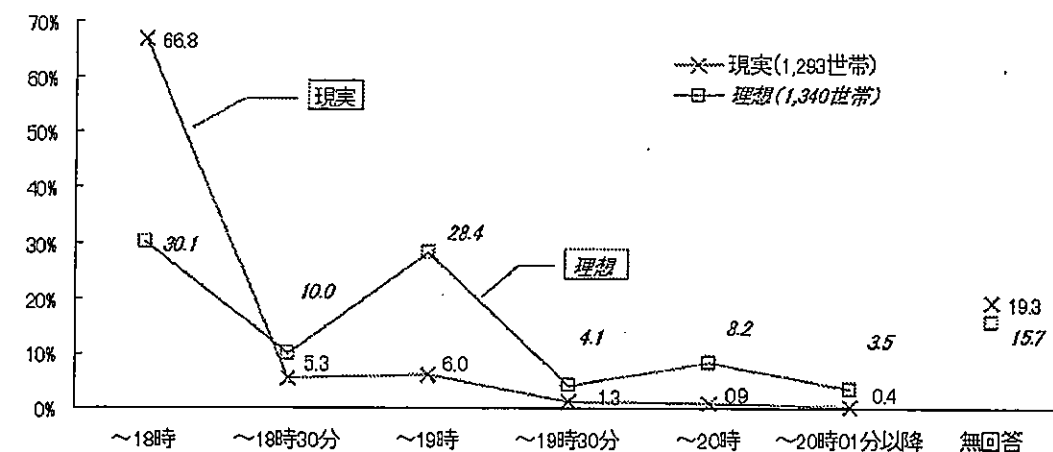
学童クラブを利用するにあたって望むこと（複数回答）



*は、前回調査時に選択肢が無かったか、今回調査時に選択肢を設けなかったもの

資料：東京都福祉保健局「平成 19 年度東京都福祉保健基礎調査」（平成 20 年 12 月）

学童クラブの終了時間の理想と現実



(注)総数は「学童クラブを利用するつもりはない」と回答した世帯を除いた数である

資料：東京都福祉保健局「平成 19 年度東京都福祉保健基礎調査」(平成 20 年 12 月)

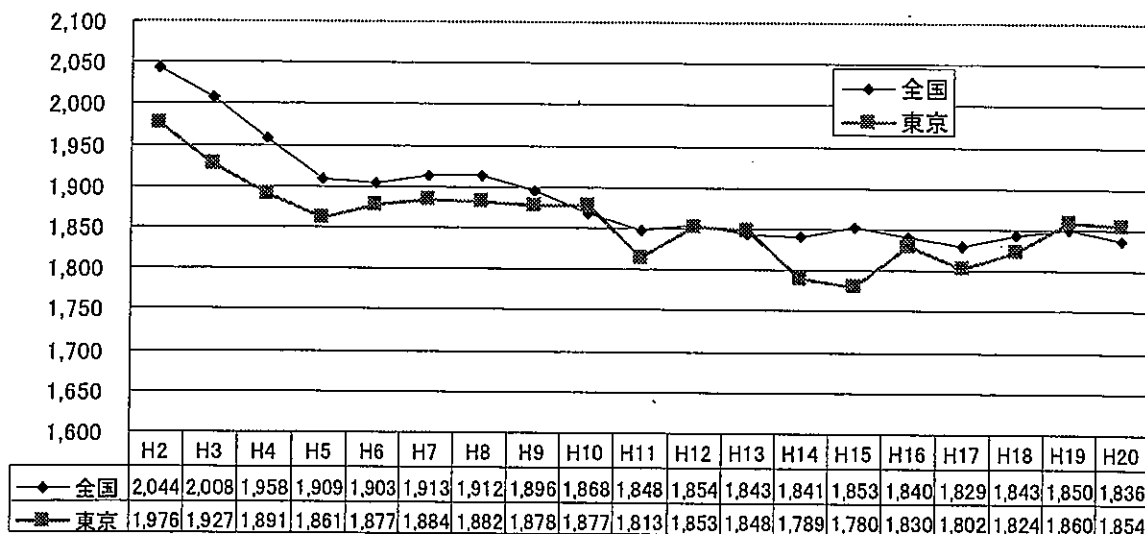
【前期懇談会における指摘事項】

- 現代の子どもには昔ほど外で遊ぶ場所・機会がない
- 全児童対策の学校施設開放については、他の学校に通っている子どもは使えないといった制約がある。学童保育に預けたい保護者からは不安の声もある。
- 学童クラブを廃止し、全児童放課後対策事業へシフトする自治体の動きについて、就労支援という面での影響を検討すべき。

(3) 仕事と家庭生活の両立の実現

平成 20 年の東京における労働者 1 人平均年間総労働時間は、前年より 6 時間減少して、1,854 時間となっている。ただし、平成 20 年の全国平均は 1,836 時間であり、東京都の平均よりも少ない。

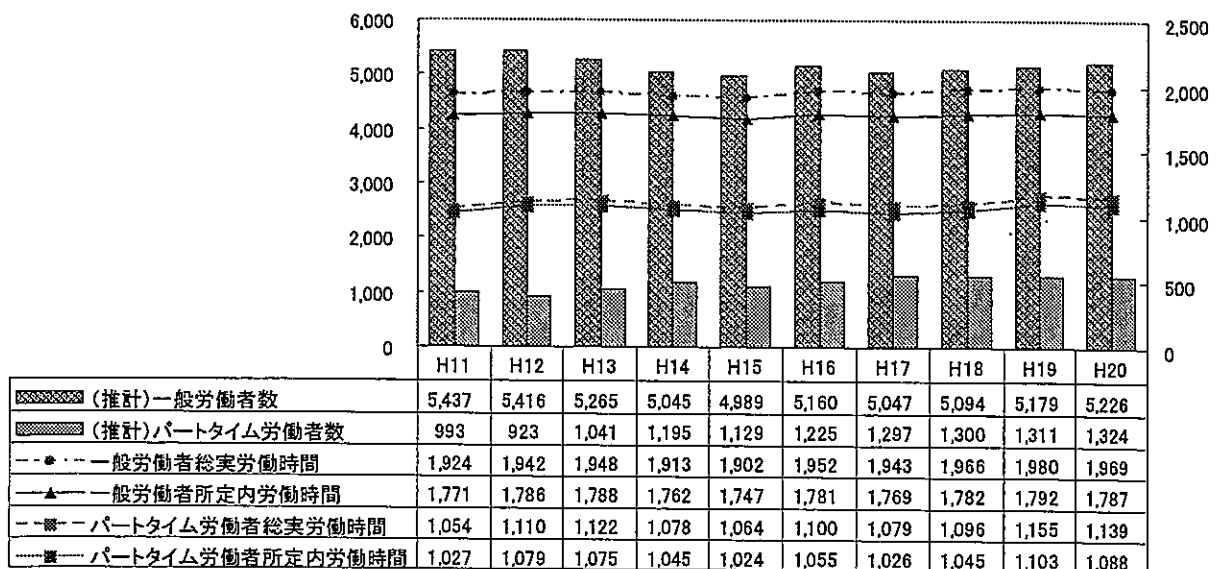
労働者 1 人平均年間総実労働時間の推移



資料：東京労働局「東京の労働時間の現状」より作成

平成 9 年以降、おおむね、東京における一般労働者数は減少し、パートタイム労働者の全労働者に占める比率は、20.1%と高くなっている。また、一般労働者及びパートタイム労働者の労働時間は、増減を繰り返しながら、ほぼ横ばい状態である。

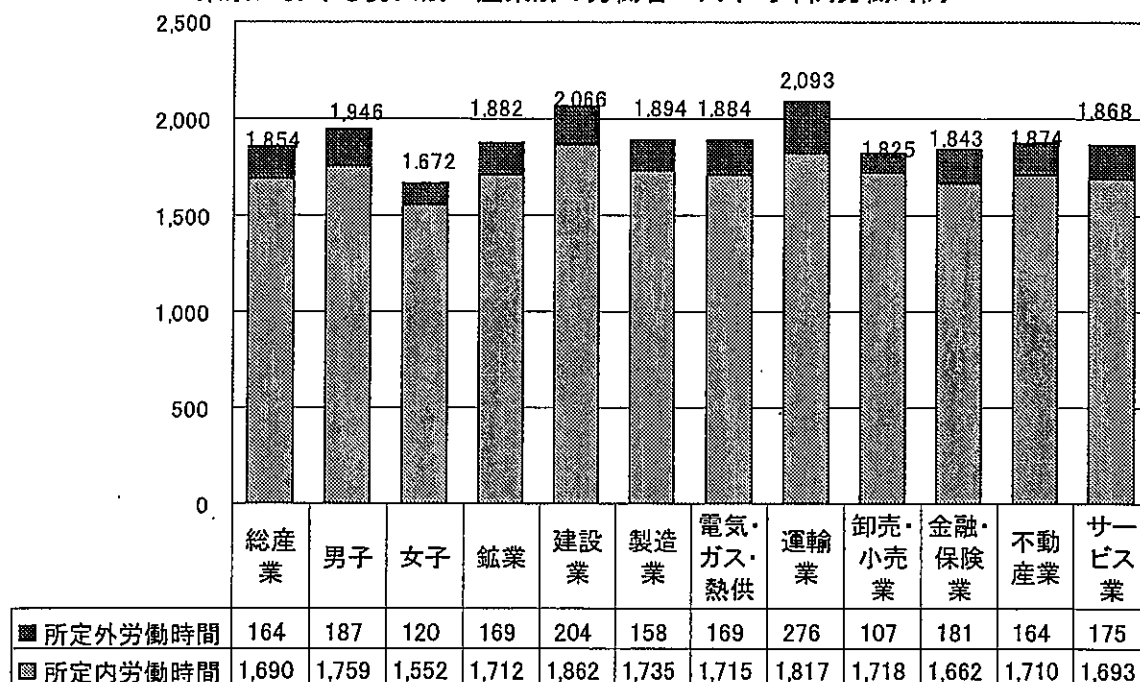
東京における一般及びパートタイム労働者の一人平均年間労働時間・労働者数



資料：東京労働局「東京の労働時間の現状」より作成

東京における男女別の平均労働時間には、年間 274 時間の差がある。産業別では、特に、運輸業、建設業の労働時間が長い。

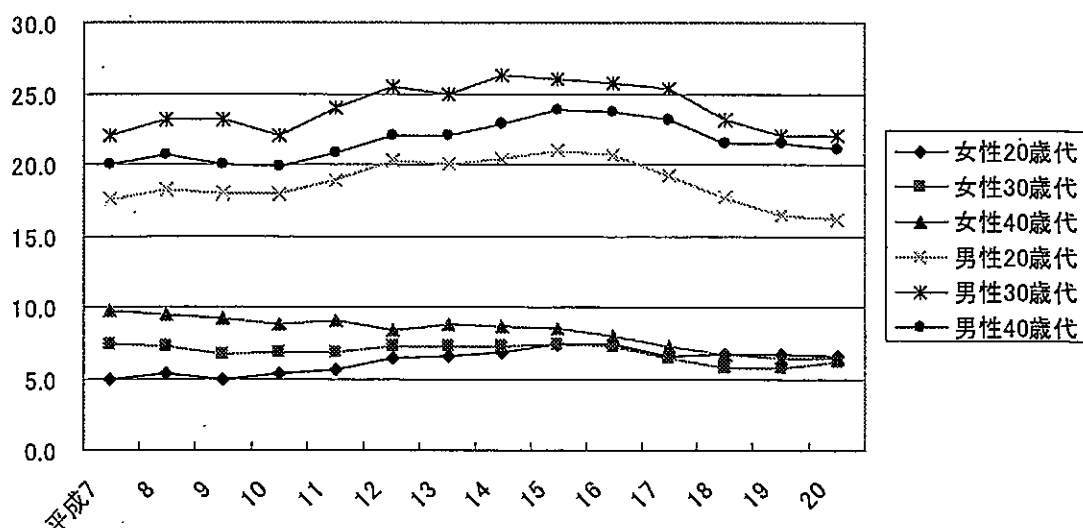
東京における男女別・産業別の労働者 1 人平均年間労働時間



資料：東京労働局「東京の労働時間の現状」より作成

週 60 時間以上働く人の割合は、全国ベースでみると、30 代・40 代の男性では、2 割を超える水準で推移している。

フルタイム労働者に占める週 60 時間以上働く者の割合（全国） 単位：％

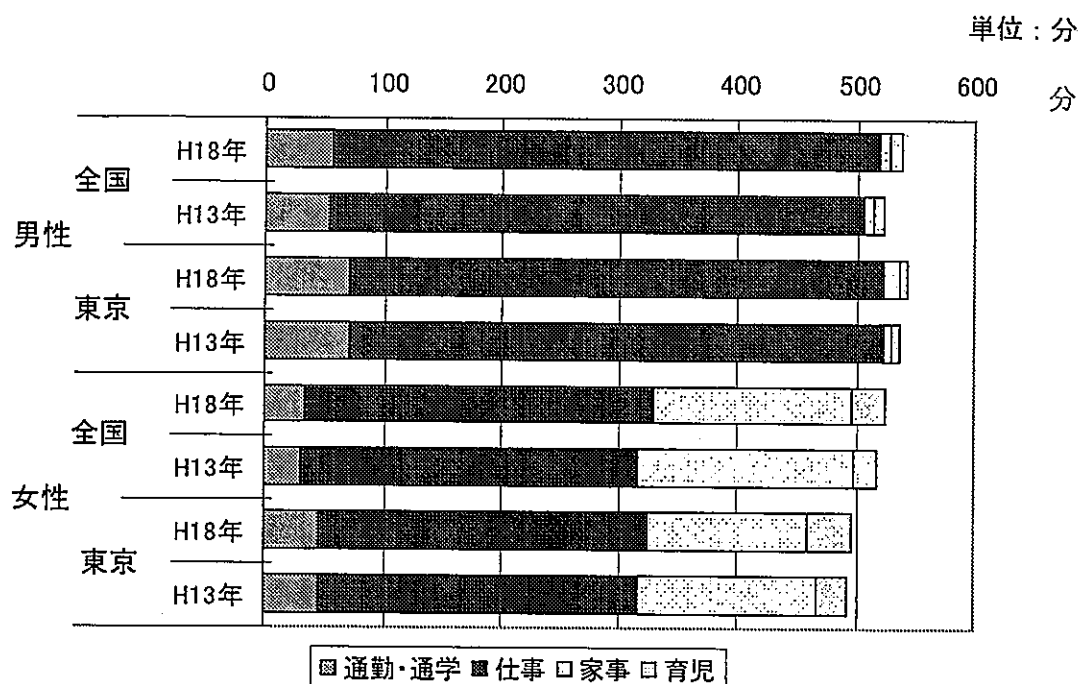


(注) 週あたり就業時間が 35 時間以上の就業者に占める割合。

資料：総務省「労働力調査」、東京労働局「東京の労働時間の現状」より作成

有業者の生活時間（通勤・通学、仕事、家事、育児）を男女別にみると、東京の男女は共に、全国に比べ、通勤・通学時間が長い。平成13年と平成18年の調査を比較すると、東京の男性は、通勤・通学時間や仕事時間は、ほとんど変わらないが、家事時間がわずかに増加している。東京の女性は、仕事時間がやや増え、家事時間は減っているが、育児時間は増えている。

有業者の生活時間の推移（全国・東京、H13年・H18年）



			通勤・通学	仕事	家事	育児
男性	全国	H18年	55	464	9	10
		H13年	54	452	8	8
	東京	H18年	70	453	13	7
		H13年	70	452	7	7
女性	全国	H18年	34	295	167	28
		H13年	31	285	182	19
	東京	H18年	45	280	134	36
		H13年	45	271	152	24

（注）週の平均値（1日あたり）。「有業者」平均。

資料：総務省統計局「社会生活基本調査報告」（平成13年、平成18年より作成）

平日日中以外にどのくらいの人が働いている人かを把握するため、「平日 19-21 時」、「平日 21 時-23 時」、「平日深夜 1 時-3 時」、「土曜」、「日曜」の「仕事」の行動者率をみると、東京は、男性の「平日」の夜の行動者率が、全般に全国よりも高い。また、平成 13 年から平成 18 年にかけては、「19-21 時」、「21-23 時」の割合は微減しているものの、深夜「1-3 時」の割合は微増している。東京の男性の「土曜」、「日曜」の行動者率は、全国よりも低く、平成 13 年から平成 18 年の変化もあまりない。

一方、東京の女性は、平成 13 年には、「平日夜」の行動者率が、全般に全国よりも高かったものの、平成 18 年には微減している。「土曜」、「日曜」の行動者比率は、全国よりも低い、平成 13 年よりも平成 18 年の方が高くなっている。

「仕事」の行動者率：平日夜・土曜・日曜（単位：％）

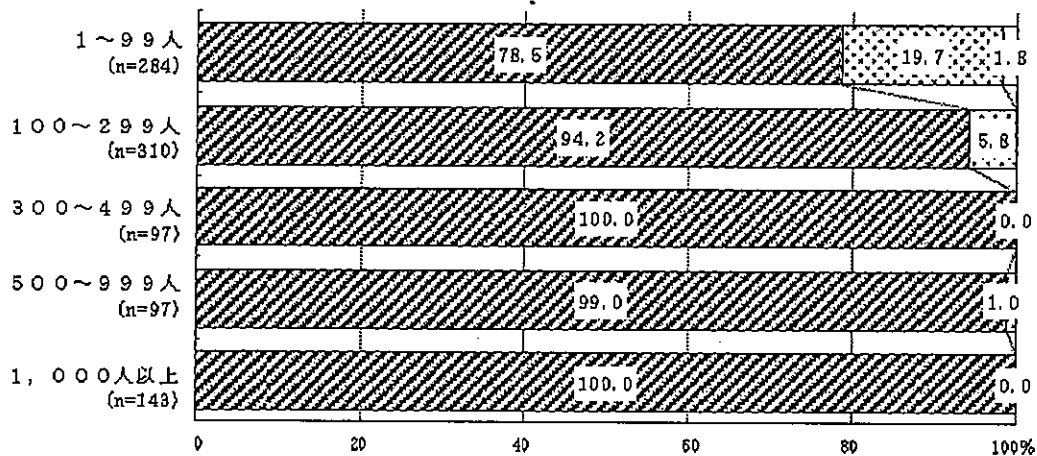
			平日夜			土曜	日曜
			19時～21時	21時～23時	1時～3時		
男性	全国	H18	16.4	7.3	2.4	42.5	25.2
		H13	16.8	7.6	2.3	44.2	25.1
	東京	H18	20.5	8.6	2.8	37.2	22.3
		H13	21.1	10.3	2.1	37.2	23.3
女性	全国	H18	5.5	2.6	0.6	27.0	17.7
		H13	5.3	2.7	0.6	28.5	17.5
	東京	H18	6.8	3.1	0.6	23.5	14.5
		H13	7.5	4.2	1.0	22.1	12.9

資料：総務省統計局「社会生活基本調査報告」（平成 13 年、平成 18 年より作成）

企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組の現状を見ると、規模の小さな企業ほど、育児休業制度の不備や、育児休業期間の短さが目立つ傾向がある。また、女性の育児休業取得率も、規模の小さな企業ほど取得率が低い傾向がある。

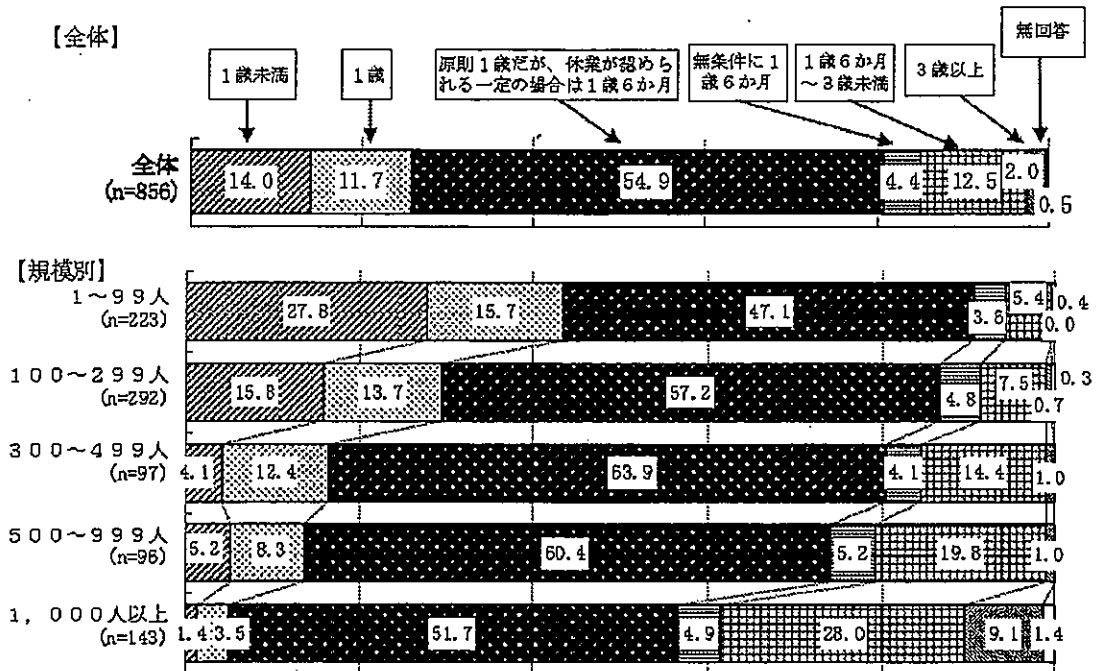
企業側におけるワーク・ライフ・バランスへの取組の現状や、今後の必要性についても、規模の小さな企業ほど意識の低い傾向が顕著であり、都内企業の大多数を占める中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進が課題となっている。

育児休業制度の規定の有無（企業規模別）



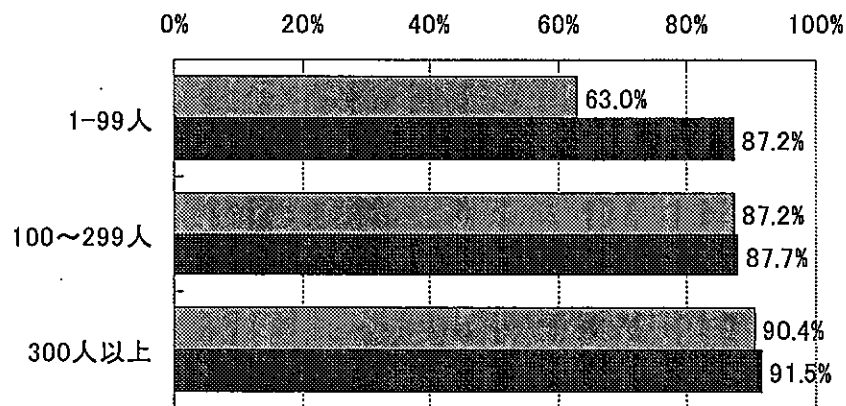
資料：東京都産業労働局「平成20年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」
(平成21年3月)

育児休業期間（企業規模別）



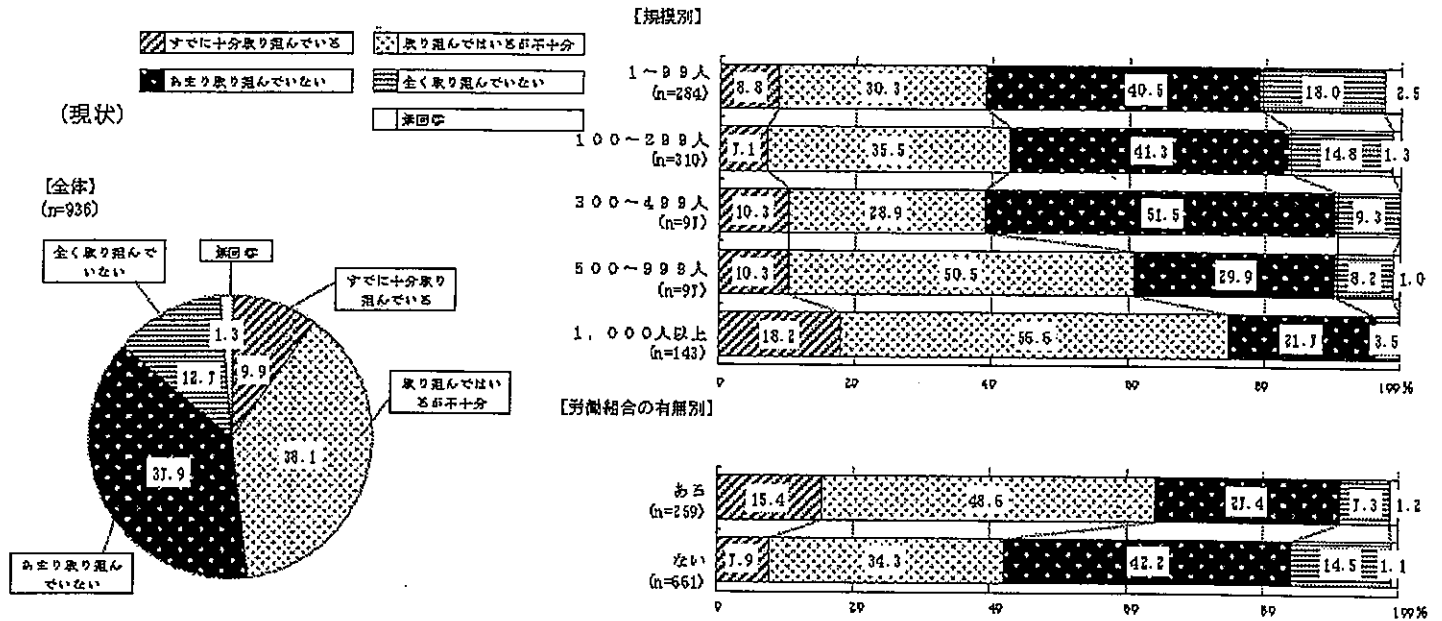
資料：東京都産業労働局「平成20年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」
(平成21年3月)

女性の育児休業取得率（事業所規模別）



資料：東京都産業労働局「平成20年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」
(平成21年3月)

ワーク・ライフ・バランスへの取組の現状



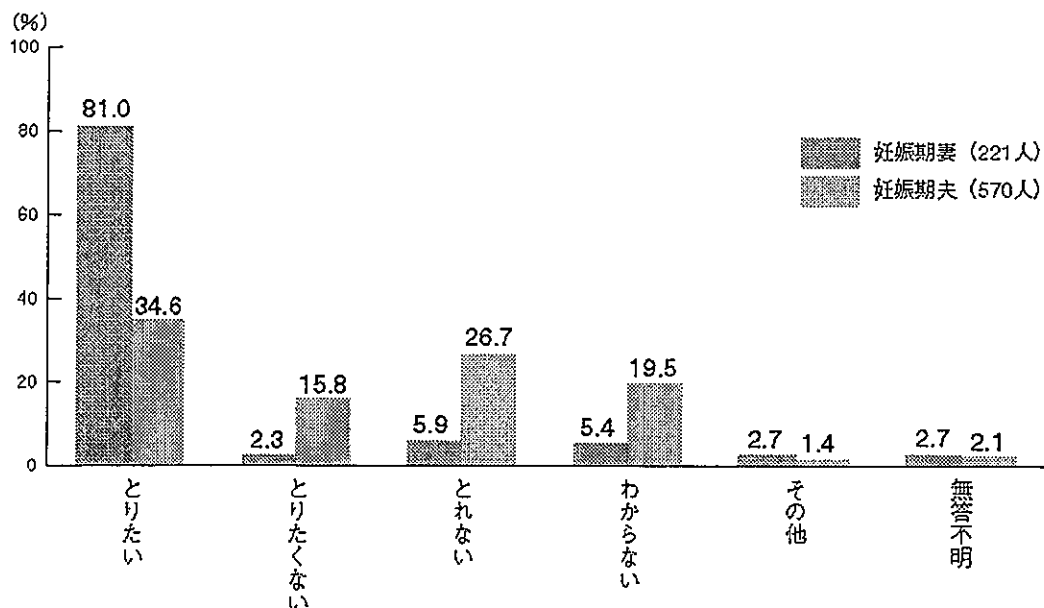
資料：東京都産業労働局「平成20年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」
(平成21年3月)

【前期懇談会における指摘事項】

- 企業も含めて地域全体で子どもを育てる仕組みが必要。
- 男性も本当は子育てにかかわりたいと思っているが、休みがとりにくいためにかかわれないという状況がある。

ワーク・ライフ・バランスの推進とは、「仕事と生活の調和」への取り組みであり、対象を子どもを持つ女性、親に限定するものでも、「子育てと仕事の両立」に限定した概念でもないが、正確な概念の認知度はまだ十分とは言えず、ワーク・ライフ・バランスに関する正しい理解の普及促進が今後の課題である。

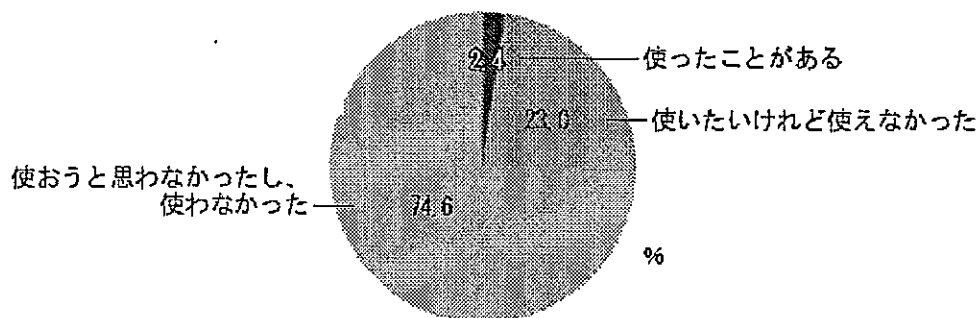
育児休業の取得希望と実態



注) 現在、仕事を持っていると回答した人のみ分析。

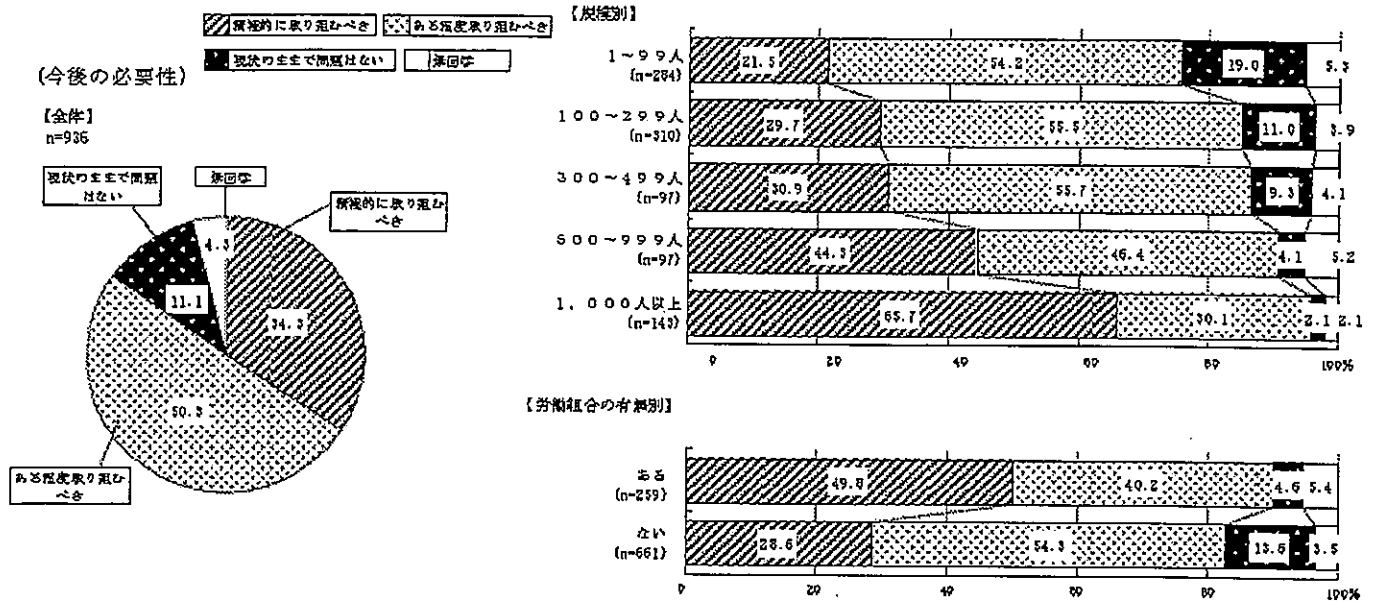
資料：ベネッセ次世代育成研究所「妊娠出産子育て基本調査」(H18年11月)

父親の育児休業の取得率



資料：ベネッセ次世代育成研究所「乳幼児の父親についての調査」(H17年8月)

ワーク・ライフ・バランスへの取組の今後の必要性



資料：東京都産業労働局「平成20年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」
(平成21年3月)

【前期懇談会における指摘事項】

- 家族で食事を取れていない。男性の帰宅時間が21～22時以降というケースがある。
- 家庭教育学級が平日の昼間に開かれているなど、父親が参加することを想定していないかのような取組がみられる。

(以 上)